

(仮称)盛岡市暴力団排除条例(案)の概要と今後の進め方について

平成26年12月3日

市 民 部

## 1 条例の必要性

全国的な暴力団排除の気運の高まりを受け、全国の自治体で暴力団排除条例の制定が進むとともに、岩手県でも平成23年3月に岩手県暴力団排除条例を制定しています。これまで、盛岡市では、条例を制定しなくても暴力団排除の効果は達成できると判断し、指名競争入札からの暴力団の排除についての措置を採る等の取組みを進めてきました。

しかし、岩手県警察によれば、県内に暴力団勢力は14団体あり、うち6団体が盛岡市内に存在しているとされ、暴力団による資金獲得活動の巧妙化及び多様化が顕著となっています。また、国では、平成26年10月29日に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)が改正され、入札に参加させることができない者に暴力団員等が追加されたことにより、入札からの暴力団の排除が全国一律に行われることとなりました。東北6県の県庁所在都市のうち、盛岡市以外の5市は既に条例を制定し、全国でも1,742市町村のうち1,656市町村が制定済みですが、他都市の条例の中には、入札に限らず、市有財産の貸付け、行政処分等、暴力団が関与する可能性のある事務事業全般において、暴力団の排除を徹底しているものも見受けられます。

これらを総合的に判断し、盛岡市でも暴力団排除条例を制定することにより、暴力団が関与する可能性のある事務事業全般において暴力団の排除を徹底し、2016希望郷いわて国体・いわて大会に向け、また、新しい総合計画が掲げる世界につながるまち盛岡の実現に向けて、さらに安全で安心なまちづくりを推進しようとするものです。

## 2 条例案の概要

### (1) 目的について

この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策その他の必要な事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活の確保に資することを目的とします。

### (2) 用語の定義について

この条例における用語の意義を次のとおり規定します。

ア 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいいます。

イ 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

ウ 暴力団員 暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）をいいます。

### (3) 基本理念について

暴力団排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体相互の連携及び協力の下に推進されなければならないことを基本理念として定めます。

※ 「関係機関」とは岩手県暴力追放運動推進センター、弁護士会等の暴力団排除に関する専門機関をいい、「関係団体」とは地域や職域において暴力団排除活動を行う団体及び組織（暴力団追放盛岡市民会議等）のことをいいます。

### (4) 市の責務について

市は、(3)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を推進するものとします。

また、市は、暴力団排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとします。

### (5) 市民及び事業者の責務について

市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

事業者（法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。）は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

### (6) 市民及び事業者に対する支援について

市は、市民及び事業者が暴力団排除に関する活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の支援を行うものとします。

### (7) 普及啓発について

市は、市民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団排除に関する知識の普及啓発を行うものとします。

### (8) 公の施設の使用の不許可等について

市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとします。

#### 公の施設における対応

暴力団の活動に使用される疑いがある場合のみ警察に照会することになります。

(照会をするための手続は、条例の施行までに警察と締結する協定で定めます。)

使用許可申請⇒暴力団の活動に使用される疑いあり⇒警察に照会

⇒暴力団の活動に使用されると認められる場合⇒許可をしない/許可を取り消す

(9) 利益付与処分に関する措置について

市長、地方公営企業の管理者、教育委員会（以下「市長等」という。）及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（法令により既に暴力団排除の措置が採られている処分及び(8)の処分を除き、以下「利益付与処分」という。）をしないものとします。

ア 暴力団員

イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの

エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（ウに該当するものを除く。）

また、市長等及び指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとします。

利益付与処分の担当課等における対応

相手方が暴力団員等であることが疑われる場合のみ警察に照会することになります。

(照会をするための手続は、条例の施行までに警察と締結する協定で定めます。)

許可等の申請⇒暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれあり

⇒警察に照会⇒相手方が暴力団員等である場合⇒処分をしない/処分を取り消す

(10) 市の財産の貸付け等の禁止について

ア 市長等は、暴力団員等に対し、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定してはならないものとします。

イ 市長等は、暴力団員等に対し、行政財産の使用の許可をしてはならないものとします。

ウ 市長等は、暴力団員等に対し、普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定してはならないものとします。

エ 市長等は、暴力団員等に対し、物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲与してはならないものとします。

財産の所管課における対応

相手方が暴力団員等であることが疑われる場合のみ警察に照会することになります。

(照会をするための手続は、条例の施行までに警察と締結する協定で定めます。)

申請等⇒相手方が暴力団員等に該当するおそれあり⇒警察に照会

⇒相手方が暴力団員等である場合⇒貸付け等をしない

### (11) 市の事務事業における措置について

(8) から(10)までに定めるもののほか、市長等は、契約に係る事務その他市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員等を契約の相手方にしないことその他の必要な措置を講ずるものとします。

#### 各課等における対応

相手方が暴力団員等であることが疑われる場合のみ警察に照会することになります。

(照会をするための手続は、条例の施行までに警察と締結する協定で定めます。)

暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれあり⇒警察に照会

⇒相手方が暴力団員等である場合⇒契約等をしない

### (12) 意見聴取について

市長等は、この条例の規定に基づく措置を講じようとするときは、当該措置の対象となる者が暴力団員等であるかどうかについて、岩手県警察本部長の意見を聴くことができます。

## 3 今後のスケジュール

平成26年12月 市議会全員協議会で条例案の概要について説明

12～1月 パブリックコメントを実施

平成27年2月 庁議

2月 市議会全員協議会でパブリックコメントの結果及び条例案について説明

3月 市議会定例会に条例案を提案

4月 条例施行